

令和7年度
山梨県サービス管理責任者及び
児童発達支援管理責任者基礎研修
相談支援従事者初任者研修（講義部分）

【研修の位置づけ受講ガイダンス】

社会福祉法人 宮前福社会
児童発達支援センター つつじが崎学園
石田かほり

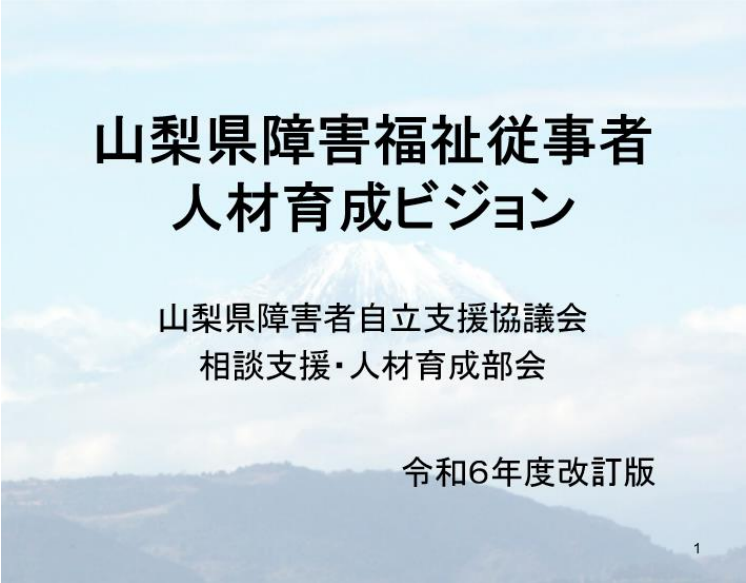
オリエンテーションの目的

- ①山梨県人材育成ビジョンについて
- ②相談支援従事者に求められるもの
- ③サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の役割とミッションについて
- ④今研修の流れ

ワーク① 今までの自分を振り返って

- ①これまで経験してきたこと（職務・関わった支援など）
- ②支援者として自信を持っていること、得意なことは何？
- ③不安に感じること、苦手なことは何か？

①山梨県人材育成ビジョンについて



山梨県障害福祉従事者 人材育成ビジョン

山梨県障害者自立支援協議会
相談支援・人材育成部会

令和6年度改訂版

<はじめに>

▽障害福祉従事者は、障害当事者のニーズに寄り添い、自己実現を達成するため、支援に従事しています。職務を通して育成される「人材」は事業所だけでなく県や地域にとっても貴重な「人材」となります。山梨県における人材育成ビジョンは、専門性の高い技術の取得と質の向上を目的とした研修の実施や連携/サポート体制を充実させ、次世代につなげることを目指します。

▽具体的な内容

- ①効果的で合理的なスキルアップやブラッシュアップ研修の在り方（地域単位でも行える研修※基礎、実践、課題別）を地域の人材と検討し、実施体制を確立していきます。
- ②専門職が一人配置でもスーパーバイズが受けられる環境づくりを（サポートしながら育成できる仕組み）を進めます。
- ③地域の中核となる経験豊富な従事者の養成（主任相談支援専門員の配置）を行っていきます。
- ④やまなし障害児・障害者プランと連動し、県協議会で人材育成ビジョンの評価検討を行います。

※ここでいう障害福祉従事者とは、相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者をはじめとする障害福祉関係事業に携わっている支援者等を指しています。

レベルに応じた障害
福祉従事者像

- ・自己コントロール
- ・分野横断的な対応
(ネットワーキング)
- ・地域の作りのリーダー
- ・ストレングス、アプローチ
- ・事例検討、スーパービジョンの実施

研修企画や演習講師

指導者レベル

- ・チームでの協働力
- ・意思決定の支援・権利擁護
- ・地域の社会資源の情報収集と共有
- ・チームアプローチ、多職種連携
- ・コミュニティワーク

・コミュニケーション技術・生活のしづらさの理解

現任者レベル

- ・制度や福祉サービスの知識
- ・エンパワメントに着目した支援
- ・ケアマネージメントプロセスの理解
- ・ニーズの理解と支援を見立てる力
- ・アセスメント力
- ・プライバシーの保護
- ・主体性の尊重・中立、公平性の保持・想いを理解し受け止める

初任者レベル

技 術

実 践

知 識

価 値

山梨県人材育成に係る現行の研修体系

事業所で支援ができる人材

相談支援・サービス管理責任者ができる人材

地域の中核となる人材

演習指導の実践

専門コース別研修①②（相談・サビ児管）

- ①初任、基礎研修のフォローアップ
- ②現任に求められる専門性の強化
・分野別の理解、専門的視点や対応力の強化、ファシリテート力の向上等を図る

研修講師、企画
演習指導の実践

障害福祉従事者スキルアップ
研修

- ・従事者の基本姿勢やソーシャルワークの視点を学び支援のスキルアップを図る。

任意研修

専門コース別研修②

法定研修

専門コース別研修①

主任相談支援専門員研修

現任者研修

法定研修

スキルアップ研修

相談初任者研修

法定研修

サビ管更新

サビ管基礎・実践研修

相談支援専門員養成

- ・相談支援に従事する方の資質の向上
 - ・サービス等利用計画作成についての理解
- サービス管理責任者、児童発達支援管理者養成
- ・利用者の個別支援計画の策定・評価
 - ・サービス提供のプロセス全体を管理

相談支援専門員のレベルアップ
（資格更新）

- ・地域づくりの視点がもてる
 - ・自立支援協議会を理解し活用できる
- サービス管理責任者、児童発達支援管理者のレベルアップ
- ・本人中心の個別支援計画作成
 - ・日頃の業務の振り返りによるスキルアップ

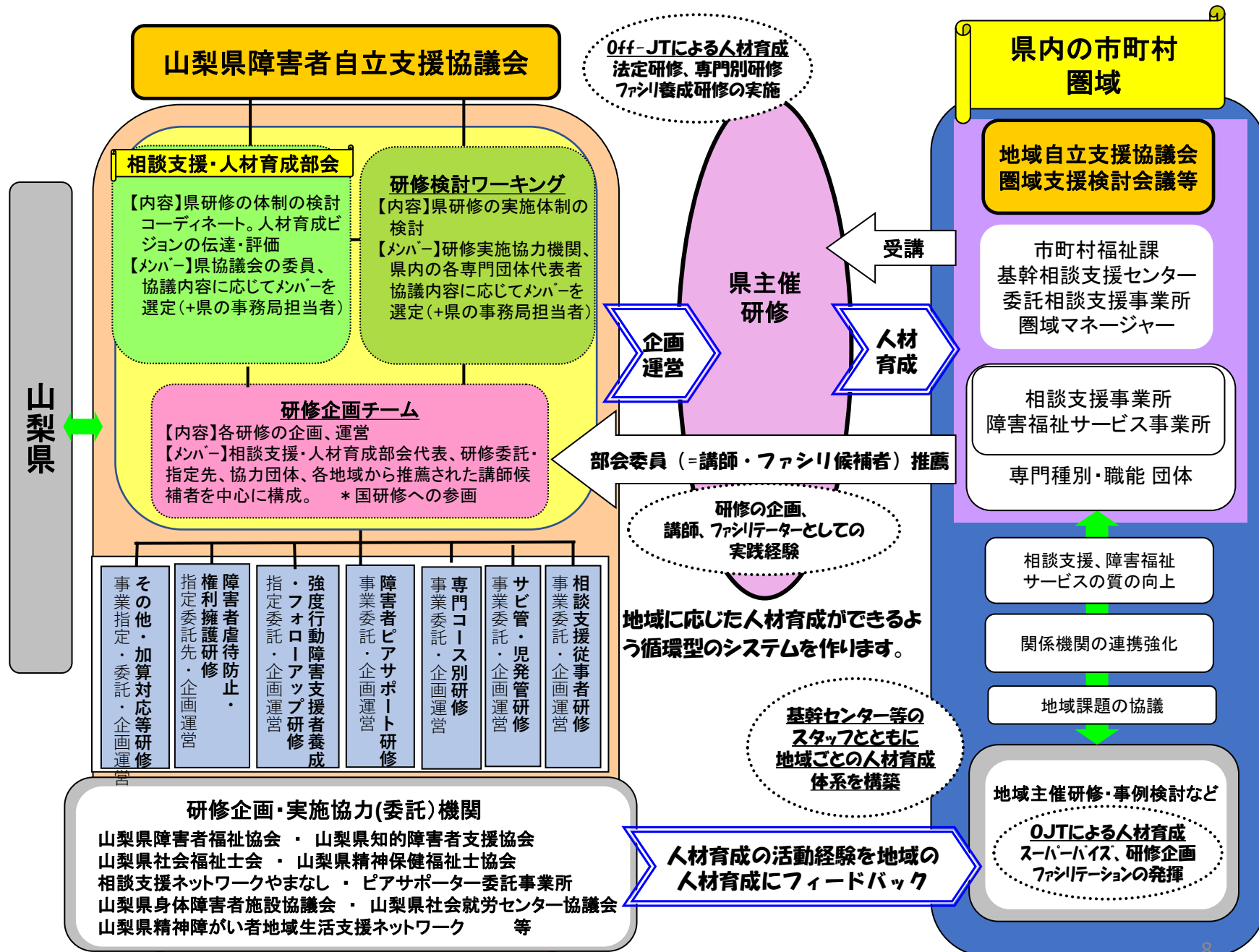
地域の中核となる人材の育成

- ・困難事例等の事例検討による相談支援専門員の質の向上
- ・初任者研修に必要なファシリテーターの人材育成
- ・身近な圏域内の相談支援専門員の連携・強化
- ・地域福祉のリーダー的な関わり（分野横断的な対応）

事業所・地域のOJT

①山梨県の人材育成イメージ図

2019年1月～の体制図



②相談支援従事者に求められるもの

①そもそも相談支援従事者研修とは・・・

相談支援業務の向上を目的とした研修
受けることで相談支援従事者

- ・相談支援専門員
- ・サービス管理責任者
- ・児童発達支援管理責任者の資格を取得できる

地域の障がい者などの意向に基づく地域生活を実現するために必要である、福祉支援、医療、就労、教育、保険など様々なサービスの総合的かつ適切な利用支援等の知識・援助技術を習得することを目的とする。

相談支援専門員とは

○ソーシャルワークを基盤として、利用者に関わり、資源を繋ぎ、ネットワークを作ることによって障害のある方の生活をより豊かにしていく存在。

相談支援事業名等	業務内容	具体的内容
○計画相談(ケアマネジメント) 指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	● 基本相談支援 ● 計画相談支援等 ・サービス利用支援、 ・継続サービス利用支援 ※特定事業所加算を受けている場合は24時間対応及び困難事例にも対応	①生活全般に係る相談、情報提供 ②利用者に係るアセスメントの実施 ③サービス利用計画の作成と変更 ④サービス利用計画の説明と交付 ⑤サービス利用計画の実施状況等の把握及び評価等(モニタリングの実施)
○地域相談 指定一般相談支援事業所	● 基本相談支援 ● 地域相談支援等 ・地域移行支援 ・地域定着支援等	⑥サービス担当者会議等による専門的意見の聴取 ⑦障害福祉施設等との連携等 ※サービス利用計画の作成にあたっては、インフォーマルなサービスの利用も含め総合的な計画となるよう努めなければならない。

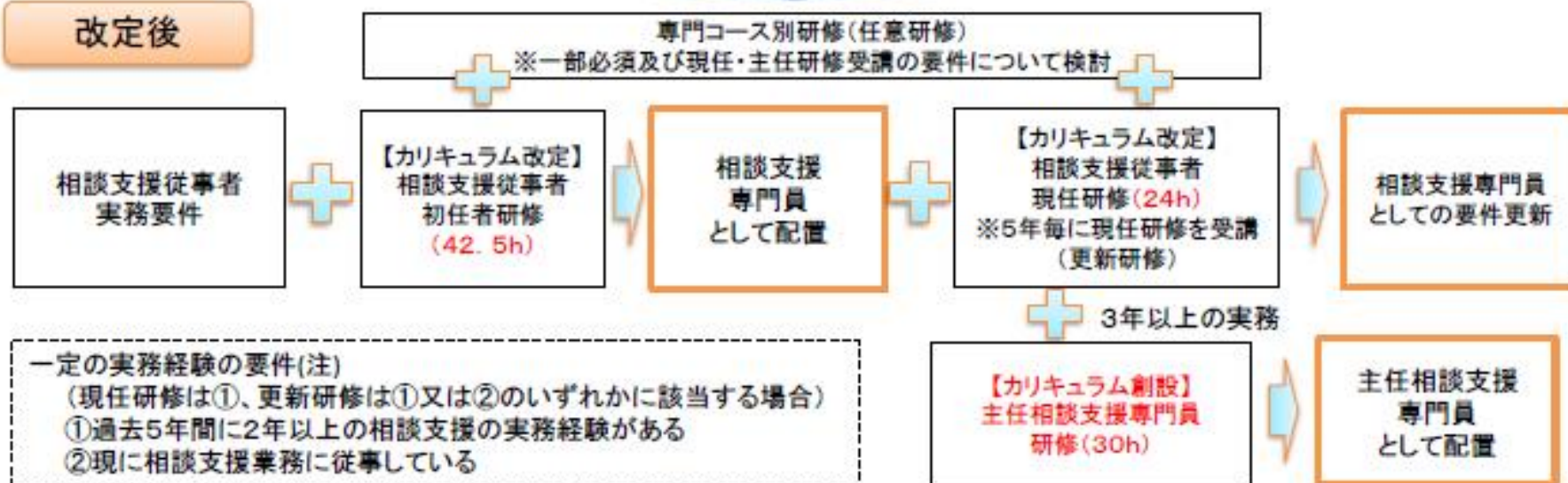
相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、現行のカリキュラムの内容を充実する。
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるように、現任研修(更新研修含む)の受講に当たり、相談支援に関する一定の実務経験の要件(注)を追加。(※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、主任相談支援専門員研修を創設。

改定前



改定後



相談支援専門員の養成の全体像

更新期限5年

更新期限5年

現に相談支援事業に従事しておらず、
5年間に2年以上実務に従事していない場合

相談支援従事者初任者研修
基本相談支援を基盤とした計画相談支援を実施できる知識と技術の獲得

相談支援事業実務経験2年以上
(実践の積み重ね)

相談支援従事者現任研修
個別相談支援のスキルアップ、地域援助のスキル獲得

相談支援事業実務経験
現任研修修了後3年以上
(十分な知識・経験の蓄積)

相談支援事業
実務経験
(現に相談支援事業に現
に就いている者
又は5年間に2年以上実
務に従事していた者)

相談支援事業
実務経験

更新期限5年

相談支援従事者主任研修
地域づくり、人材育成、困難事例
への対応など地域の中核的な役割
を担うための知識と技術の獲得

(現に主任相談
支援事業に
就いている者
又は5年間に2
年以上実務に
従事していた
者)

相談支援
従事者主任
研修

主任として
の能力の保
持・向上

主任相談支援専門員の更新研修については
今後検討

専門コース別研修

OJT、OFF-JT、自己研鑽

相談支援等に関わる実務経験

専門職としての能力
の保持・向上

相談支援従事者現任研修
(更新研修として受講)

③サービス管理責任者、
児童発達支援管理責任者
の役割とミッションについて

はじめに
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下、「サビ児管」という）は、障害者総合支援法・児童福祉法に基づき、各事業所ごとに配置が義務付けられている資格者であり、主に当該サービス・支援における個別支援計画の作成をはじめとしたプロセス管理の責任者です。障害者自立支援法の施行（2006年）に伴いサービス管理責任者が位置づけられ、その後児童福祉法改正（2012年）によって児童発達支援管理責任者が位置づけられました。これまでの経験と勘に頼った支援から脱却し、支援のPDCAサイクルを回すとともに、そこから波及する支援現場での人材育成や地域へ視野を広げることが期待されています。

サービス管理責任者 児童発達支援管理責任者とは

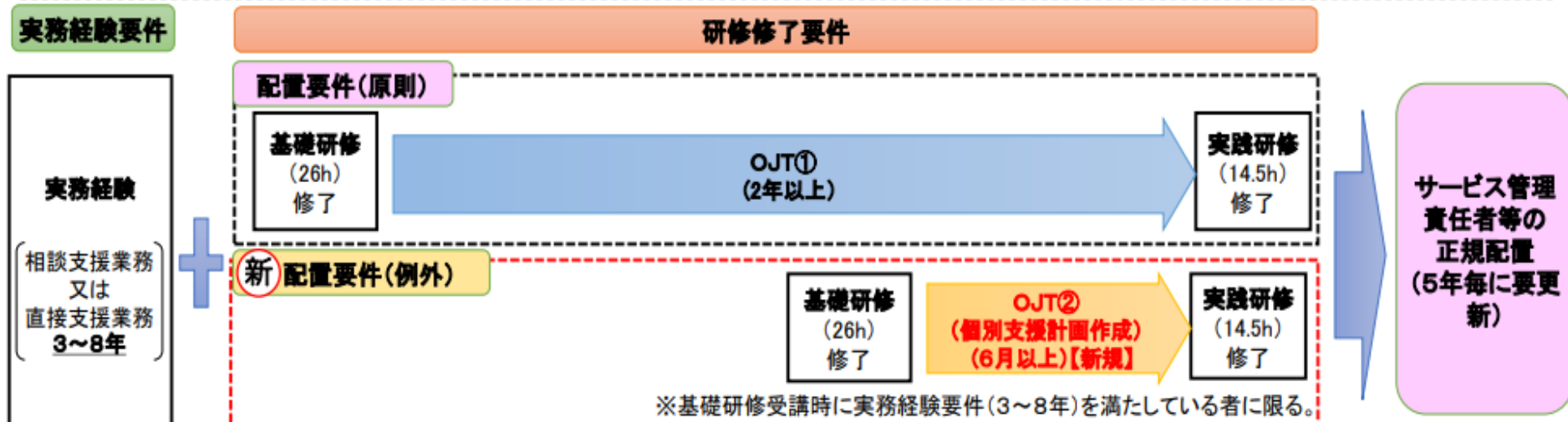
○利用者に対する効果的かつ適切なサービスを行う観点から、適切な方法により利用者の解決すべき課題を把握した上で個別支援計画の作成や評価を行うことで、利用者の生活をより豊かにしていく存在。

事業名等	業務内容	具体的支援内容
【者】 ・訪問系事業所(居宅・重度訪問...) ・日中活動系事業所(生活介護...) ・居住系事業所(施設入所・GH...)	○支援プロセスの管理 ・個別支援計画の作成 ・モニタリング ○従業員への指導や助言 ・チームマネジメント ・従業員のスキルアップ ○関係者や関係機関との連携 ・他分野との協働による包括的なサポート体制の構築	①個別支援計画の作成に関する業務 ②利用者に対するアセスメント ③利用者との面接 ④個別支援計画作成に係る会議の運営 ⑤利用者家族に対する個別支援計画の説明と交付 ⑥個別支援計画の実施状況把握(モニタリング) ⑦定期的なモニタリング結果の記録 ⑧個別支援計画の変更(修正) ⑨支援内容に関連する関係機関との連絡調整 ⑩サービス提供職員への技術的な指導と助言 ⑪自立した日常生活が可能と認められる利用者への必要な援助
【児】 ・児童発達支援事業所 ・医療型児童発達支援事業所 ・居宅訪問型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援		

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の対応について

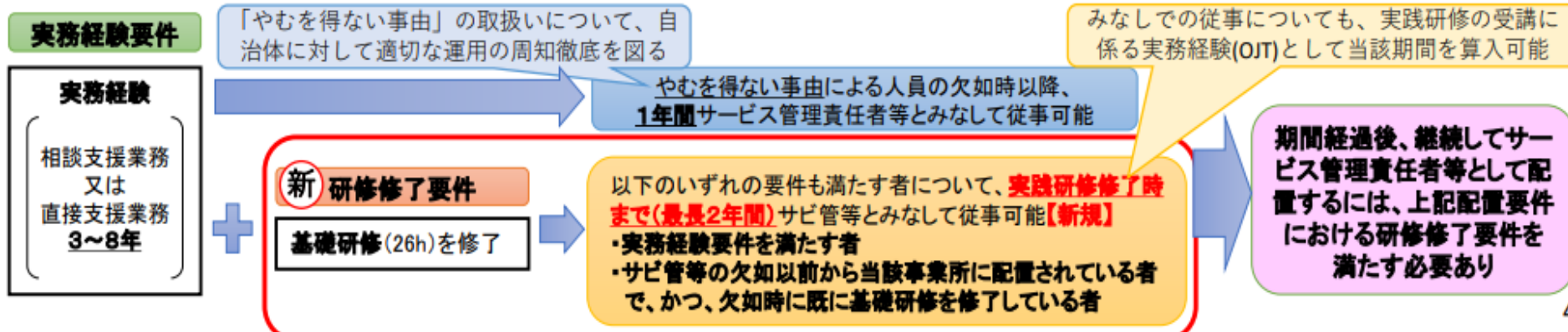
○ 実践研修受講要件としての実務経験(OJT)について、**障害福祉サービス事業所等において、実務経験要件を満たした基礎研修修了者が以下の業務に従事する場合は「6月以上」の期間で実践研修の受講を可能とする**

- ・ サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**を行う場合
- ・ **やむを得ない事由**によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、**サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う場合



例外的な措置(やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠いている場合)

○ 実務経験要件を満たし、人員の欠如時に既に**基礎研修修了者である者をサービス管理責任者等とみなして配置**する場合は、**実践研修修了時まで**みなし配置を可能とする(最長2年間)。



「相談支援専門員」・「管理者」・「サービス管理責任者等」の比較

	相談支援専門員	サービス提供事業所	
		管理者	サービス管理責任者等
指定要件	専従(支障がない場合は兼務可) ・専従→サービス提供時間帯を通じて、職員が張り付いていること。非常勤も可。	専従(支障がない場合は兼務可) ・専従→サービス提供時間帯を通じて、職員が張り付いていること。非常勤も可。	1名以上は専任で常勤(新体系) ・専任→特定の業務の主たる担当者として特定されていること。 ・常勤→雇用形態が常勤職員として雇用されていること。(週40時間労働)
対象者像	相談支援事業所の従業者	施設長(管理職)を想定	サービス提供部門の管理職又は指導的立場の職員を想定(管理職でなくても可)
要件	実務経験(3～10年)と相談支援従事者研修(初任者又は現任)を修了した者	社会福祉主事の資格を有するか又は社会福祉事業に2年以上従事した経験のある者、又は社会福祉施設長資格認定講習会を修了した者(最低基準)	実務経験(3～10年) ・サービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修修了 ・相談支援従事者研修(講義部分)受講
責務	利用者の意向を踏まえ、自立した日常生活や社会生活の実現のための支援、中立・公平な立場からの効率的で適切な障害福祉サービス利用のための支援等	「従業者及び業務の一元的な管理や規定を遵守させるために必要な指揮命令」	「個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理、他のサービス提供職員への技術指導と助言等」
業務内容	①生活全般に係る相談、情報提供 ②利用者に係るアセスメントの実施 ③サービス利用計画の作成と変更 ④サービス利用計画の説明と交付 ⑤サービス利用計画の実施状況等の把握及び評価等(モニタリングの実施) ⑥サービス担当者会議等による専門的意見の聴取 ⑦障害福祉施設等との連携等 ※サービス利用計画の作成にあたっては、インフォーマルなサービスの利用も含め総合的な計画となるよう努めなければならない。	①利用者・市町村への契約支給量報告等 ②利用者負担額の受領及び管理 ③介護給付費の額に係る通知等 ④提供するサービスの質の評価と改善 ⑤利用者・家族に対する相談及び援助 ⑥利用者の日常生活上の適切な支援 ⑦利用者家族との連携 ⑧緊急時の対応、非常災害対策等 ⑨従業者及び業務の一元的な管理 ⑩従業者に対する指揮命令 ⑪運営規程の制定 ⑫従業者の勤務体制の確保等 ⑬利用定員の遵守 ⑭衛生管理等 ⑮利用者の身体拘束等の禁止 ⑯地域との連携等 ⑰記録の整備	①個別支援計画の作成に関する業務 ②利用者に対するアセスメント ③利用者との面接 ④個別支援計画作成に係る会議の運営 ⑤利用者・家族に対する個別支援計画の説明と交付 ⑥個別支援計画の実施状況把握(モニタリング) ⑦定期的なモニタリング結果の記録 ⑧個別支援計画の変更(修正) ⑨支援内容に関連する関係機関との連絡調整 ⑩サービス提供職員への技術的な指導と助言 ⑪自立した日常生活が可能と認められる利用者への必要な援助

ワーク② 理想のサビ管・児発管とは

- ①サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として、
どんな役割を果たしたいか？どんな支援をしたいか？

- ②利用者にとって「信頼される相談支援従事者」とはどんな
存在か？

④研修の流れ

全体講義：1日目開催日：令和7年5月28日(水)

会 場：山梨県立文学館

全体進行：平山 大河

時間割	科目等	講師等
9:15～ 9:45 (30)	オリエンテーション研修受講 ガイダンス	石田かほり 児童発達支援センターつつしが崎学園
9:45 11:00 (75)	NO1-1 福祉従事者の基本的視点① ・個別性の重視 ・生活者の視点、QOL の重視 ・本人主体、本人中心 ・エンパワメントの視点、ストレングスへの着目	平賀 久二仁 (社福)聖ヨハネ会
11:10 12:20 (70)	NO1-2 福祉従事者の基本的視点② ・自己決定（意思決定）への支援 ・権利擁護	中村 洋人 (社福) あそびじゅく MARIKO 寮
12:20	昼休み	
13:20 15:20 (60)	NO2 福祉従事者の役割、目的（相談支援の目的）	秋山 潤 (社福)忠恕会 中村 安孝 (障がい当事者会) みのあか 清水 仁美 (障がい当事者会) みのあか
15:30 16:30 (60)	NO3 福祉従事者の援助技術（相談支援援助技術）	渡邊 充恵 (社福) 蒼溪会 ボヤージュ

全体講義：2日目開催日 令和7年5月29日(木)

会 場：山梨県立文学館

全体進行：石田 かほり

時間割	科目等	講師等
9:10～ 10:10 (60)	NO4 障害者総合支援法及び児童福祉法における 相談支援（サービス提供）の基本	平山 大河 (社福) 山の都福祉会 スカイコート勝沼
10:20～ 12:30 (130) 【休憩あり】	NO5 障害者総合支援法及び児童福祉法の理念・現状 とサービス提供のプロセス 【令和6年度障害福祉サービス等報酬改定にお ける主な改定内容を受けて、今大事にしたいこ と】 令和6年2月6日 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001205321.pdf	【全体進行】 石田 かほり 児童発達支援センターつつしが崎学園 ①概要⇒石田 かほり ②虐待防止・権利擁護⇒石田かほり ③生活介護⇒吉村 純、平山 大河 ④居住（入所施設、GH、自立訓練） ⇒平賀久二仁、渡邊 充恵 ⑤就労支援⇒秋山 潤 ⑥相談支援⇒秋山 潤 ⑦児童福祉法及び家族支援⇒渡辺 美南子
12:30	昼休み	
13:30～ 14:55 (85)	NO6 支援におけるケアマネジメント手法とそのプロ セス	吉村 純 (社福) 三富福祉会ハナモモ・ハナモモホーム
15:05 ～ 16:35 (90)	NO7 支援における地域資源活用への視点 (基幹相談支援センター、協議会、地域資源の把握)	渡邊 充恵 (社福) 蒼溪会 ボヤージュ
16:45 ～ 17:05 (20)	研修のまとめ (全体講義3日目及び演習に向けて)	平山 大河 (社福) 山の都福祉会 スカイコート勝沼

研修チームより基礎研修を受講する皆さんへ

この研修は単なる知識・資格の習得ではなく、あなた自身の支援者としての成長の場です。今回の学びを通じて、「なぜこの研修が必要なのか」「自分はどのように支援の質を向上させるのか」を考えてみてください。

4日目からは、具体的なケースを通して知識を実践に落とし込む機会があります。ぜひ主体的に参加し、研修終了後も「学び続ける姿勢」を大切にしてください。

支援の現場では、1人の力だけでできることには限りがあります。だからこそ、この研修を仲間作りのファーストステップとし、支え合える関係を築いていきましょう。お互いに学び合い、情報を共有し、困難な場面でも協力できるネットワークを広げることが、より良い支援につながります。

この研修の学びが、あなたの未来の支援にどう活きるのか——ぜひ考えながら、仲間とともに研修に臨んでください😊

ワーク③ “理想の姿”を言語化する

- ①今の自分と「理想の自分」の違いは？（相談支援従事者として）
- ②その違いを埋めるために、研修で何を重点的に学ぶべきか？

研修を受ける上で、自分なりの目的を明確にしましょう！
達成できるよう、研修チームも精一杯お手伝いします😊